明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令（経済産業八五）　一
〔告　示〕
○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業二五八）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、厚生年金基金変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○経済産業省令第八十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第八条第一号及び第二号、第十二条第一項及び第二項並びに第二十七条の二第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十五号中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改め、「常用の圧力が四十メガパスカル以下の」を削り、「充てん」を「充**塡**」に改める。

第六条、第七条及び第七条の二中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

第七条の三（見出しを含む。）中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「以下この条において単に「圧縮水素スタンド」という。」を「常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。」に、「この限りでない。」を「この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」に改め、同項第二号中「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項第十号中「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項に次の二号を加える。

十三　充**塡**容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充**塡**容器等の最高充**塡**圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。

十四　一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

第七条の三第二項各号列記以外の部分中「ものとする。」の下に「ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」を加え、同項第一号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、その外面から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。

第七条の三第二項第三号中「六メートル」を「八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）」に改め、同項第十号中「高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。また、」を削り、「当該安全装置」を「第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置」に改め、同項第十一号中「前号の規定により設けた」を「第一号で準用する第六条第一項第十九号の」に改め、「及び」の下に「前号の規定により設けた」を加え、同項第二十七号中「六メートル」を「八メートル（圧縮